

野生鳥獣による

被害を防ぐ



人間が収穫しない果実は、野生動物が越冬するための絶好のエサとなりま

す。野生動物を寄せつけない、増やさな

野生動物をすみつかせない

- ① 食べ物の匂いをさせない。
 - × 畑に廃棄野菜や生ゴミを放置。
 - × 野菜や果樹を放置。
 - × ペットの残飯やフンを放置。
- ② 電気柵などで防衛する。
 - × 柵のない野菜畑。
- ③ 隠れ場や逃げ場をなくす。
 - × ヤブになった放棄地。(田畑・空き家・山林)
- ④ 地域みんなで追い払いを行う。
 - ◎ 音を立てながら、人が近づく。

電気柵を効果的に使用する

- ① 断線・漏電させない。
- ◎ 電線に草木が触れてない。
- ② 電気が流れる構造になっている。

- ◎ 動物の足が土に触れる。(コンクリートやアスファルトは電気が流れにくいので不可です)
- ③ 常に電気を流しておく。
- ◎ 電源を入れないときは、柵(電線)を片付ける。

自己防衛にご協力ください

電気柵など防除資材の購入補助制度があります(市内の農地へ、電気柵などの被害防除柵を設置する場合)。

ワナ猟免許取得費用の補助制度があります。被害でお困りの皆さんによる自己防衛の活動を支援します。

イノシシ用箱ワナの購入補助制度があります(申請者がワナ猟免許所持者で、自身の管理農地へ設置する場合)。

不明な点や各種申請については、問い合わせ先までご相談ください。

有害鳥獣の捕獲について

■ **イノシシ・シカの捕獲**

ワナ猟免許所持者は市へ申請することで、猟期外においても捕獲が許可されます(条件：所有地の被害防止が目的であり、捕獲檻を用いた捕獲に限る)。

■ アライグマなど小動物の捕獲

狩猟免許を持たない人でも、市へ申請することで捕獲が許可されます(条件：所有する建物の被害防止が目的であり、小型檻を用いた捕獲に限る)。

〔農〕農林課 林政鳥獣対策係 (☎内線2618)

有害鳥獣捕獲隊 実績

市では、有害鳥獣捕獲隊および実施隊により、適正な捕獲を行っています(群馬県鳥獣保護管理事業計画に基づ

く)。そのため、捕獲用の檻やワナを民有地に設置させていただく場合には、ご理解とご協力をお願いします。

有害鳥獣捕獲隊の皆さんにご協力いただき、主に左表の野生動物を有害鳥獣として捕獲しました。

単位：頭

	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
イノシシ	96	1,001	563	525	714
アライグマ	90	204	197	238	265
ハクビシン	125	123	141	180	183
ニホンザル	1	29	28	10	26

令和2年度は7月末までの数値